

## 第5回青森地方最低賃金審議会青森県最低賃金専門部会 議事録

- 1 日 時 令和6年8月9日（金）午後1時から午後2時35分
- 2 場 所 青森第二合同庁舎1階 共用会議室
- 3 出席者

【委員】	公益委員	石岡委員	森宏之委員	森理恵委員
	労働者委員	秋田谷委員	中野委員	野坂委員
	使用者委員	小山田委員	菅委員	藤井委員
【事務局】	上野労働基準部長	森越賃金室長	木村室長補佐	高山賃金指導官

### 4 開会

（事務局 賃金室長）

定刻になりましたので、ただ今より第5回青森県最低賃金専門部会を開会いたします。

本日の委員の出欠ですが、全員出席されていることをご報告いたします。

また、本日の専門部会は、公開となっていることから、傍聴人の公募を行ったところ、8名の方から傍聴の申し込みがなされ、1名が遅れておりますが、現在7名が傍聴されていることをご報告いたします。

以後の議事につきましては石岡部会長、よろしく願いいたします。

（石岡部会長）

専門部会の議論も5回目になりまして、だいぶ議論が煮詰まっているところだと思っております。これまで、昨日の段階では労働者側が61円、使用者側が28円でありまして、双方の主張にだいぶ差がございます。何とか今日はその差を縮める努力をして落とすところを探っていきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

（事務局 賃金室長）

部会長、すみません。事務局から若干報告をさせていただきたいと思っております。全国の結審状況につきまして説明をさせていただきたいと思っております。

昨日、2つの県で結審しておりまして、群馬が目安どおりの50円で結審、また、福岡が目安+1円、51円で専門部会が結審しているという情報が入っております。それ以外につきましては情報としては把握していません。

また、本日お手元に配付しております資料の関係で、1、2点補足説明をさせていただきたいと思っております。資料は昨日と同じく「青森県最低賃金引上試算表」を付けさせていただいております。本日、こちらを幾度もご参照いただくとお思いますので、改めて補足説明をさせていただきます。

こちらの試算表は、第2回の本審で説明させていただきました「最低賃金基礎調査結果」を基に作成したものになります。基礎調査は、回答のありました633事業所、4,879人の労働者について令和3年のセンサス上の母集団の数に復元して集計しているということになっております。

ただし、業種・規模を限定した調査でありまして、復元された労働者が約17万人ということで、青森県最低賃金が適用される約46万人の全体ではないということをご承知おきいただきたいと思います。

また、昨日、事務局の方で作成した資料、青森市の生活必需品に関する消費者物価指数に絡みまして、該当する品目の支出割合について何かデータがあるかということで、委員の方からご指摘をいただいたところでございました。

事務局の方であれこれ調べたのですが、ご質問いただきました品目の支出割合につきまして、そのままズバリの統計は申し訳ありませんが、見つけることができませんでした。

それで、皆様、委員限り資料としまして可処分所得の状況とエンゲル係数につきまして、青森市と全国の状況を、過去半年分について集計した資料を代わりに配付させていただいております。エンゲル係数の方は、やはり全国に比べて青森市は高い傾向となっております。

事務局からの補足説明は以上でございます。

(石岡部会長)

ありがとうございました。

ただ今の資料の説明について、何か質問等ございますか。

今、ご説明がありましたけれども、よく、試算表で、影響率何%なのかという話をしますけれども、この母数というのはあくまで、今、説明があった製造業等は100人未満、卸・小売業等は30人未満という中小・零細事業所を対象とした調査であり、その基礎調査を行ったサンプルをさらにセンサス上の数に直したときに約17万人となり、そのうちの何%を占めるかということですね？

(事務局 賃金室長)

そうです。

(石岡部会長)

では、資料について特にご質問等はよろしいですか。

それでは引き続いて金額審議に入りたいと思います。昨日の段階では、労働者側が61円、使用者側が28円ということをございまして、先も言いましたが、まだ開きはあるんですけれども、何とか歩み寄りどころを見つけていきたいと思っ

ております。

そこで昨日も、もう一度双方ご検討をいただきたいとお話をしたところで、それでは、その結果を個別にまた伺いたいと思います。それで、先に使用者側から聴きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

#### 【公益委員と労働者側委員・公益委員と使用者側委員それぞれの意見交換】

##### 【公益委員協議】

(石岡部会長)

よろしいでしょうか。それでは再開したいと思います。

これまで労使双方のご意見を伺ってまいりまして、最終的には労働者側は 57 円、使用者側は 31 円という提案でございます。

それぞれのお立場もあるでしょうし、なかなかこれ以上の差を詰めることは難しいという状況でございます。

ですので、ここで公益委員側の見解を出し、そこで採決という形にせざるを得ないと思っております。

ということで伺いましたが、双方、よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(石岡部会長)

それでは、我々、公益委員の方で検討した結果を申し上げます。

結論から申し上げますと、現行の青森県最低賃金時間額 898 円を 55 円引き上げて 953 円とすることを提案いたします。

公益委員の見解でございます。令和 6 年度の青森県最低賃金の改定にあたっては、5 回にわたって専門部会を開催し、各種指標や最新の経済価格状況を踏まえ、適正な金額について真摯な議論が展開されるなど十分審議を尽くしたところであります。

審議においては、労働者代表委員及び使用者代表委員の主張を考慮しつつ、当専門部会として一致点を取りまとめるべき最大限進めてきたところであります。

労使双方から一定の歩み寄りはありましたが、残念ながら主張の隔たりは大きく、残念ながら最終的な合意には至らなかったところです。

この際、公益委員といたしましては、県内を取り巻く経済情勢や労働環境の実情等を踏まえ、加えて中央最低賃金審議会の答申も参考にしつつ、諸般の事情を総合的に勘案して公益委員としての見解を表明することといたします。

現行の青森県最低賃金時間額 898 円を 55 円引上げ 953 円とすることを提案いたします。

労使が主張する金額とはまだ隔たりがありますけれども、青森県最低賃金近傍で就労する労働者の労働条件の改善、地域経済の健全な発展に労使とも力を合わせて取り組んでいただきたく、本提案に関して是非ともご理解とご賛同を賜りたいと思います。

この金額、特に中央最低賃金審議会が示した目安額を 5 円上回る額を出した結論は、地域別最低賃金の地域間格差の是正に加え、特に本県におきましては生活必需品の物価上昇率が全国平均と比較して高い傾向にあること。それから生活保護水準と最低賃金との差額が全国で 2 番目に悪い。つい先日までは一番下だったわけですが、未だ下から 2 番目だということ。このような状況を配慮した結果でありまして、これが県内事業者の人手不足の解消や若年者の県外転出率の縮小につながることを期待いたします。

以上であります。

結論として、現行時間額を 55 円引き上げるという見解を示させていただきました。皆さんには、譲歩をお願いするということにはなりませんけれども、専門部会として一つの結論を出さなければいけないという部会の責務もありますので、何卒ご理解を賜りたいと思います。

できれば全会一致で賛成いただければと思いますが、異議はございますでしょうか。

(小山田委員)

採決をお願いいたします。

(石岡部会長)

分かりました。それでは採決をしたいと思います。この合議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

**【公益委員 2 名、労働者側委員 3 名が挙手】**

(石岡部会長)

5 名ですね。ありがとうございます。

では反対の方は挙手をお願いします。

**【使用者側委員 3 名が挙手】**

(石岡部会長)

3名です。ありがとうございました。

ということで、賛成5名、反対3名ということですので、採決の結果、公益案を採択するというにいたします。従いまして現行時間額に+55円で結審するというのでよろしいでしょうか。

それでは事務局で金額などを確認してください。

(事務局 賃金室長)

それでは確認させていただきます。令和6年度の青森県最低賃金は、現行時間額に55円プラスということでございますので、時間額898円+55円で953円となります。引上げ率は6.12%となります。

本日、午後3時からの本審で部会報告を行った後、答申をいただきまして、異議の申出を受け付ける旨公示をいたします。異議の申し出があった場合は、8月27日午後1時30分より開催されます第4回本審において、異議申出の取扱いを審議していただく予定としております。

また、金額の改正となりますので、官報公示を行いまして、発効予定日は、令和6年10月5日ということになります。午後3時からの本審議会に報告する部会報告の案を作成しますので、しばらく休憩とさせていただきます。

暫時休憩をお願いいたします。

(石岡部会長)

それでは若干休憩したいと思います。

#### 【休憩後再開】

(石岡部会長)

ただいま事務局から配付された部会報告案について、確認をお願いします。

何か意見ありますでしょうか。

特にご意見がなければ、この内容で、これから午後3時からの審議会に報告することといたしたいと思います。

大変困難な状況の中、暑い中、慎重なご審議をいただきまして皆様に感謝申し上げます。

それでは、本年度の専門部会はこれをもって終了したいと思います。

午後3時からここで本審を開催いたしますので、よろしくをお願いいたします。

大変お疲れ様でした。ありがとうございました。